

- (2) 将来にわたる農業の担い手は、家族農業経営と地域に根ざした農業者を基礎とする農業生産法人を基本とすべきであり、食料・農業・農村基本法もこのことを前提としていると考える。しかし、株式会社一般の農業参入を認めることになれば、農業の担い手政策の基本を変えることになり、農村現場の農政に対する信頼が揺らぐことが懸念される。
- (3) また、投機的な農地取得の防止や農業関係者以外の者による経営支配の排除、水管理や土地利用の面での地域社会との調和の確保などの懸念を払拭する実効性のある措置が取れるかが懸念される。

2. 市町村条例が農振法、農地法等に優先すること等への懸念

- (1) 都市住民にも開かれた農山村地域づくりの推進にあたっては、国家としての食料自給率の向上やこのための優良農地の確保等の役割と地方自治体の地域振興策等の役割との間の整合性が図られる必要があるが、市町村条例が国の農地制度に優先することになれば、国の農政に混乱を生じることになるのではないかと懸念される。
- (2) とりわけ、秩序ある土地利用調整は、今回検討の素材となっている市町村の条例のように、法律による規制と市町村条例に基づく取り組みが“車の両輪”となって相互に補完すべきものと考えられるが、市町村条例が国の法律に優先することになれば、農地の移動や転用に際しての農振法や農地法等の担保措置がなくなり、秩序ある土地利用調整ができなくなることが懸念される。
- (3) 市町村の土地利用調整条例や「特区」の対象地域について、農振法や農地法等を適用しないということになれば、「農地法上の農地」でない農地を生み出し、株式会社一般も含めて誰でも自由に農地を取得できることとなり、「農地の無法地帯」を生み出すことが懸念される。

政府においては、農業・農村現場の実態と意向を十二分に踏まえ、われわれの懸念を払拭する慎重な検討を行うよう申し入れる。

また、われわれ農業委員会系統組織としても、前回の農地法改正を踏まえた農村現場における十分な検証を行い問題点を整理するとともに、農業・農村を真に振興するための農地制度と農地政策のあり方について、組織をあげて検討する所存である。

『「食」と「農」の再生プラン』の推進に対する
JAグループの取り組みについて（抜粋）

平成14年7月11日
全国農業協同組合中央会

1 「経営の法人化で拓く構造改革」について

(1) 現状

①担い手の育成・支援

- ・育ちつつある多様な担い手（法人、女性、定年帰農）：土地利用型農業においては地域合意の上で地域農業の受け皿としての農業法人が育ちつつある。
- ・担い手の確保が困難な地域の増加（高齢化・条件不利地域）

②農地の利用集積・優良農地の確保・遊休農地の解消

- ・耕地面積の減少：減少の最大の要因は耕作放棄（かい廃面積の約50%）
- ・農地の利用集積：平成12年度末で215万ha（農地面積の約46%）の農地が担い手に集積
- ・JAの農地保有合理化事業：毎年実績が増加しているものの、長期にわたり休眠状態のJA合理化法人が少なくない。
- ・規模拡大生産者の経営難：農産物の価格低迷

(2) 課題

①株式会社形態の農業生産法人の評価

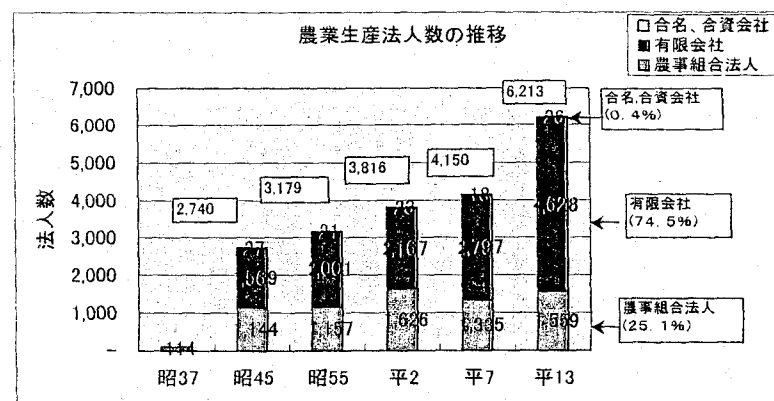
○懸念される点

- ・農地法改正から1年あまりで検証が不十分
- ・株式会社が外部から参入した場合の地域の合意や理解
- ・所有と経営の分離という特徴を持つ株式会社制度がはたして家族農業主体の地域農業になじむかどうか、定着するかどうかの是非
- ・株式の所有者が果たすべき農地の維持・管理の責任
- ・大規模株式会社が将来の転用等をめざして乗り出すことへの懸念
- ・株式会社が米の需給調整に参加するかどうかの懸念
- ・「構造改革=株式会社参入」ではない：「構造改革」という言葉が一人歩きしている
- ・現場ニーズ、企業ニーズがどれだけあるのか不明

図表1 多様な担い手の状況

集落営農	全国の9,961集落で集落営農の取り組み
農業生産法人	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年：4,150法人→平成13年：6,213法人（6年間で約50%の増加） ・株式会社形態の農業生産法人：全国に25法人（14年5月現在） ・JA出資農業生産法人：全国に65法人（13年10月現在）
認定農業者	平成14年3月現在で162,834（うち法人5,863） 増加の頭打ち→制度の改正も含めた検討

図表2 農業生産法人数の推移



図表3 平成13年の農地法の改正（農業生産法人の要件）のポイント

改正された点	改正の内容
①法人形態要件	農業生産法人の形態として株式会社を認める（株式譲渡制限のあるものに限る）
②事業要件	農業生産法人の事業として民宿や造園、キャンプ場、除雪等も含まれる
③構成員要件	地方公共団体を追加、取引のある消費者や法人等の出資を認める
④業務執行役員要件	構成員である役員の農作業への常時従事要件が緩和→経営管理に専任

○考慮すべき点

- ・経営者の経営管理能力の向上への期待
- ・農業生産の現場における株式会社形態を選択する法人の出現
- ・急がれる新たな担い手の確保：株式会社の外部参入以前に地域農業が崩壊しかねないという現実
- ・マーケティング戦略や法人化による担い手育成等への期待

②農地取得の要件：権利取得の下限面積要件（都府県：50a、北海道：2ha）の緩和の評価

- ・都市部住民等の農地取得による消費者との連携
- ・営農の継続性に課題（遊休農地の新たな発生原因となりかねない）

(3)我々の取り組み状況

①株式会社形態の農業生産法人の制度化に対するJAグループのこれまでの対応

- ・農業者以外の者による実質的な経営の支配の防止
- ・農業生産法人を偽装した一般の株式会社の参入の防止
- ・当初から転用を目的とする投機的な農地取得の防止
- ・株式会社形態の導入にともなう以下の懸念の有効な払拭措置の制度化
 - ア. 株式の譲渡制限
 - イ. 農地法上の許可時における厳正な処理
 - ウ. 地域社会と調和した農業生産・農業経営の確保

②第22回JA全国大会決議の実践

- ・「農」の力を発揮する地域農業戦略づくり

③地域農業戦略総点検運動

- ・担い手対策の遅れが浮き彫り
- ・担い手対策のチェックリストによる点検と問題の克服への取り組み

④先進的なJAの事例研究・マニュアル化

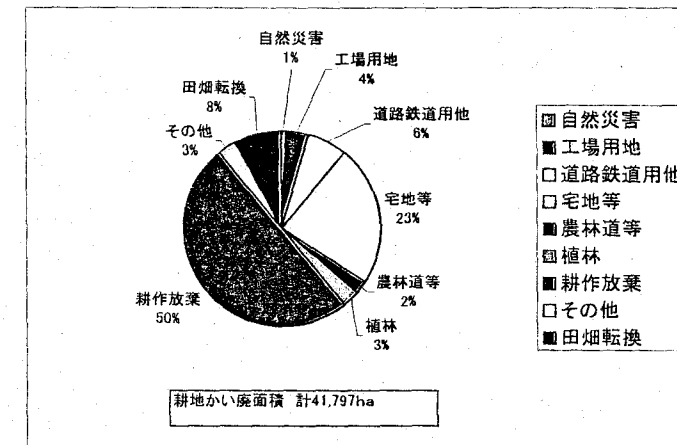
- ・担い手への農地集積や戦略的マーケティングによる地域農業の振興

図表4 株式会社形態の農業生産法人の実態（平成14年5月現在）

① 食品・飲料メーカー、農産物販売会社等の株式会社が農地取得	13社
② 建設・運輸・観光業者等が農業生産法人を設立	3社
③ 畜産・花きなど施設型農業を行う株式会社が農地取得	5社
④ 有限会社からの組織変更その他	4社
計	25社

※上記のうち、○ 食品・運輸・観光業等民間企業が出資	3社
○ 市町村・農協が出資	2社

図表5 平成13年耕地かい廃面積（全国）



(4) 取り組みの考え方

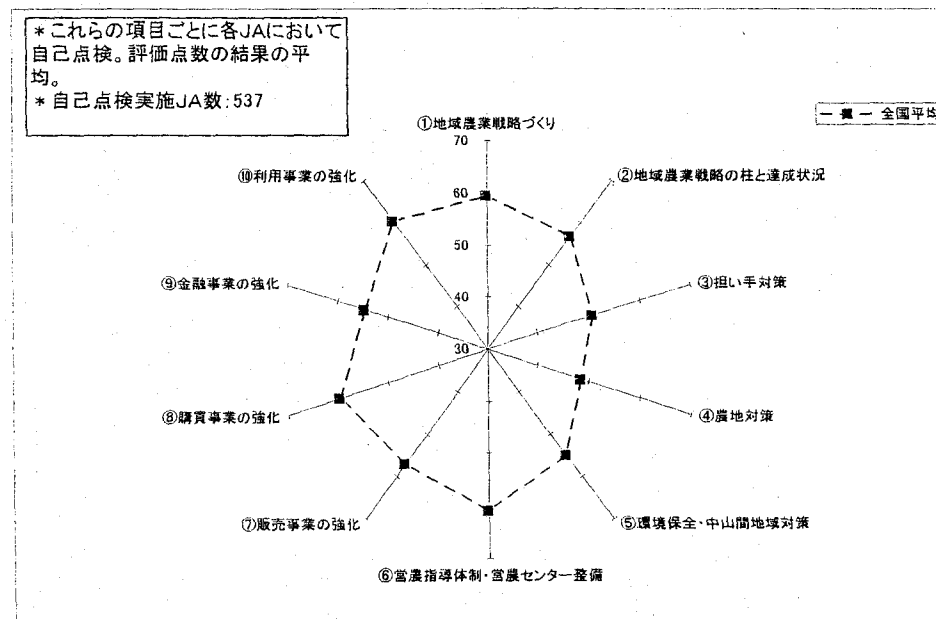
①求められる国における担い手育成・優良農地の確保の取り組み

- ・基本法の理念（安心・安全な食料の安定的供給と農業・農村の多面的機能の維持）を踏まえた農政の展開
- ・認定農業者制度の見直しも含めた育成すべき担い手像の明確化と支援
- ・優良農地の確保・担い手への集積：農地を維持する最も効果的な方法は農業を営むこと
- ・農地法制度の検証：平成13年の法改正の附則で「施行後5年を目途として・・・検討を加え」ることとしている
- ・拙速な議論や性急な結論を避けるべき：地域の合意形成なき農地利用調整はありえない
- ・多様な担い手の確保・育成：大規模経営体と農業法人だけで地域農業の活性化や農業の多面的な機能を果たせるとは考えにくい

②求められるJAグループの取り組み

- ・担い手の明確化のための地域における合意形成：JAによる地域マネジメント機能の発揮と地域農業戦略への位置付け
- ・法人化による担い手の育成：集落営農の育成・法人化への取り組み、JA出資農業生産法人の設立
- ・多様な担い手の育成：担い手の明確化と高齢者、女性等多様な農業者の活躍の場づくり
- ・地域農業戦略づくり運動の一層の推進と実践、担い手支援対策チェックリストの活用、営農版JASMICの実践
= PDCAサイクルの実践（Plan：計画 Do：実行 Check：検証・評価 Action：改善措置）
- ・農用地利用調整の促進（マッピングシステムの活用）：休眠状態にある
- ・合理化法人の検証
- ・営農指導・農業融資の強化：営農指導員の法人化支援等に係る資質向上（研修会の開催等）
- ・経済事業改革による担い手支援

図表6 地域農業戦略総点検運動の結果



3 「構造改革特区」について

(1)現状

① 経済財政諮問会議等での議論

- ・ 経済財政諮問会議において、経済活性化の方策として議論
- ・ 6月21日の経済財政諮問会議でとりまとめられた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、「地域力戦略」として位置づけ
- ・ 総合規制改革会議（首相の諮問機関）においても、「規制改革特区」として検討されており、農業分野への株式会社参加が主に議題としてあがっている
- ・ 「特区構想」実現のため、「構造改革特区推進室」を5日付で内閣官房に設置し、特区関連の法案を準備することとしている

② 農林水産省『「食」と「農」の再生プラン』の推進の記述

- ・ 農業分野において「有効な手法」と位置付け
- ・ 地方からの様々な提案の中から、構想例として、「農業活性化型事例」と「都市農山漁村交流型事例」を代表的な例として記述
- ・ 「再生プラン」の具体化として、6月28日に工程表を公表
- ・ 農地制度に係る検討体制を立ち上げ（有識者懇談会）

③ 農林水産省「特区」についての調査

- ・ 地方自治体の意見聴取（20道府県、41市町村、89事例の提案）
- ・ 提案内容を3つに分類（ア.「農業の構造改革を加速」、イ.「都市と農山漁村の共生・対流を促進」、ウ.「その他」）し、公表
- ・ 今後の対応については、「工程表」に基づき対応

図表10 「構造改革特区」について（4月24日第11回経済財政諮問会議）
「構造改革特区」の定義は次のとおりである。

- | |
|--|
| <p>① 全国一律の規制について、地域の特性等に応じて特例的な規制を適用すること
あるいは、</p> <p>② 一定の規制を試行的に特定地域に限って緩和すること</p> <p>③ 産業集積等地域活性化のために、これら規制改革に加えて、それぞれの地域に応じた様々な支援措置を行うこと</p> |
|--|

図表11 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（6月21日第18回経済財政諮問会議）

- | |
|---|
| <p>(5) 地域力戦略
(構造改革特区の導入等)</p> <p>・ 進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、「構造改革特区」の導入を図る。こうした地域限定の構造改革を行うことで地域の特性が顕在化したり、特定地域に新たな産業が集積するなど、地域の活性化にもつながる。構造改革特区については、多くの府省に係る新たな手法の施策でもあり、内閣官房に推進のための組織を設け、総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、地方公共団体の具体的な提案等を踏まえて制度改革の内容等の具体化を推進する。</p> |
|---|

図表12 農林水産省「特区」についての提案状況調査

「特区」提案（89事例）の内容分類	件数
①【類型1：「農業の構造改革を加速」（関連法：農地法） 民間企業等の農業進出関連	20件
②【類型2：「都市と農山漁村の共生・対流を促進」（関連法：農振法、都市計画法、建築基準法、農地法） 都市住民との交流、地産地消等関連	41件
③【類型3：その他】（関連法：補助金適化法、所得税法、法人税法） (注：補助金適化法の適用除外、固定資産税等の税制度、河川法、入国管理法などに関連する内容)	45件

(2)課題

①手法としての「特区」

- ・「特区」が経済活性化の目的のほか、規制緩和を進めることも目的
- ・「規制改革の進展が遅い分野の改革に拍車をかけることができる」
- ・「特区」自体が全国への規制改革の波及を図るための「社会実験」
- ・仕組み・制度の詳細が現時点では明らかでない
- ・総合規制改革会議においても中間とりまとめを公表予定（7/23）

②農林水産省の構想例

- ・「農業活性化事例」については、株式会社の農業参入については、13年3月に農業生産法人の形態に一定の要件のもと、株式会社形態を認めるという改正が行われた農地法が施行されたばかりであり、十分な検証が必要
- ・「都市農山漁村交流型事例」については、「特区」での対応よりも、全国的な課題として議論すべき
- ・「食料・農業・農村基本法」および「同基本計画」の着実な実践との整合性（農業分野の手法として妥当か否か）

(3)我々の取り組み状況

①中央会等に対する都道府県の働きかけへの対応

- ・農林水産省から地方公共団体等への提案依頼を受け、県行政から中央会へ「特区」の提案調査
- ・約半数の県から働きかけあり、うち15県の中央会で書面及び口頭で意見の提出を実施

②「JAグループ取り組み（案）」について都道府県より意見集約

- ・主な意見としては、現時点で詳細の分からない「特区」の手法に対する懸念と、株式会社の農業参入に対しては、現行の農業生産法人制度の普及・定着や集落営農の推進、担い手の支援・育成の途中であるなどの理由から認められないとする意見多数。
- ・一方、真に農業者の為になるものであれば、地域の活性化や地方自治体への権限委譲など必要性や意義を認めるものもあり

図表13 「食料産業の構造改革について」（農林水産省 5月30日公表より）

（構造改革特区）

◇ 構造改革特区については、地域の特性の発揮や地産地消の促進等を通じて、地域活性化にも貢献するものであれば、農業分野においても有効な方法であると考えられる。農林水産省としては、農業・農村の現場の実態を十分踏まえながら検討を進めていくことが必要との考えに基づき、地方農政局等を通じて地方自治体等の意向を聴取したところであり、例えば、次の2つのタイプの「食」と「農」の再生に資する「特区」について提案がなされている。

① 農業活性化型事例

農地法等の規制緩和による地域に根ざした株式会社等の地場企業の農業参入を可能とする特区

② 都市農山漁村交流型事例

グリーン・ツーリズムの促進や都市からの移住者等への農園付き住宅の提供に関する特区

図表14 都道府県中央会が県行政に行った主な回答内容

- ①「規制改革という名のもとに、安易に農業生産法人の要件を緩和することや、土地、農地の規制を緩和することは、断じて容認できない」（A県ほか多数）
- ②「個別経営体を補完する農業生産法人、JA 出資型農業生産法人等の公益的な農業生産法人に対する特例措置を講じること。」（B県）
- ③「耕作放棄地・不作付地については、農地法第3条第5号の最低経営面積制限を緩和し、地域の実情に応じて耕作を希望するサラリーマン世帯等にも開放する。農地を持たないサラリーマンも巻き込んだ集落営農を進める」（C県）
- ④「JA 自ら農地を借り入れ耕作できるとし、農地の荒廃を防ぐ」（D県）
- ⑤「新規就農者やUターン後継者等、新たな担い手に対する農地の流動化を促進するため農地法上の規制緩和をはかるべき」（E県）等。

(4) 取り組みの考え方

- ① 「農業生産法人の株式会社化」の実績の十分な検証が必要
 - ・ 実績について十分に検証、問題点を整理することが重要
 - ・ 集落営農の推進や法人化の育成という方向とは別に、一般企業の参入を意図した農地の規制緩和は行うべきでない
- ② 地域の理解と合意なしの導入は困難
 - ・ 地方からの提案をもとに、現場実態を十分踏まえることが大前提であり、農林水産省や地方公共団体は、管内の関係者の意見を汲み上げることが必要
 - ・ 都道府県中央会が県行政に提出した意見では、株式会社の農地取得、農業参入について反対や慎重論が多数
- ③ 自らの取り組み
 - ・ 政府が行う「構造改革特区」の動きについて、「地方の提案」「対象分野」「採択基準」「支援内容」等、今後の展開に注視することが必要
 - ・ 農業分野個別の構想例については、工程表のなかでの検討とあわせて、現状と課題を明らかにした上で、「特区」という手法が適切かどうか、十分な時間をかけて、議論を深めていくことが必要
 - ・ 第22回JA全国大会決議に則し、地域農業戦略の実践のなかで担い手の育成・支援や農地の有効利用と遊休農地の解消を促進する取り組みが重要

図表15 「特区」に対する都道府県中央会の主な意見

【消極的な意見】

○「特区」の手法

- ・ 現時点での必要性はない、時期尚早であり、検討期間をもうけるべき (A県)
- ・ 農業者をはじめ国民の理解が得られていない (B県)
- ・ 状況が異なる他地区への波及は困難であり、モデルとはなりえない (C県)
- ・ 規制緩和政策をすすめる「特区」の基本スタンスは、市場経済になじみにくい産業や地域を加速度的に衰退させる。 (D県)

○株式会社の農業参入

- ・ 現場段階の意向把握、十分な検討もなく株式会社の参入を提起することは現場に混乱を招くだけ (E県)
- ・ 一般企業の参入は地域の崩壊等のため現段階ではおこなうべきでない (F県)
- ・ 集落営農、担い手育成支援の途中であり農地の規制緩和を行うべきでない (G県)

【その他の意見】

○「特区」の手法

- ・ 「社会実験」になじまない課題には反対だが、それ以外の課題には積極的に提案すべき (H県)
- ・ 地方自治体に大幅な土地利用等の権限を移譲し、「食」と「農」に関する地域独自の再生プランを構築できるようにすべき (I県)
- ・ 茶専門農協による農地取得など真に農業者のためになるケースについては検討の余地がある (J県)

○農地関連、株式会社参入関連

- ・ 所有権と利用権を分離し、所有権は規制強化、利用権は規制緩和 (K県)
- ・ 「特区」への株式会社の農業参入には、JAグループの資本参加を前提とした参入を条件とすべき (L県)
- ・ 村型社会の維持が前提であれば、農村社会に活気を与え、耕作放棄地が少しでも減少 (M県)
- ・ 下限面積を撤廃し、耕作放棄地に限り、農業者以外に貸し付ける (N県)

平成15年度農業関係予算の確保と農業政策の確立に関する決議

今、まさに、食料・農業・農村をめぐる環境は、WTO農業交渉の本格化、米政策の改革をはじめ国の内外を問わず重大な事態を迎えている。このような中、農林水産省は『「食」と「農」の再生プラン』を公表したが、その内容は、むしろ農業者に対して不安を与えるものである。

われわれは「食料・農業・農村基本法」のもと、食料自給率の目標の実現、農業の持続的発展に向け、自ら改革に真剣に取り組んでいるところであるが、今後とも、消費者との連携強化を基本に、「食」と「農」の国民運動の展開を強力にすすめ、安全・安心な食料の国民への供給と地域農業の発展に向け、以下の課題の解決にJAグループ一丸となって取り組むものである。

記

1. 食料自給率の向上をめざす「食料・農業・農村基本計画」の実践のための施策、および食の安全・安心確保に向けた施策の充実、美しい農村環境づくりと農村都市交流等の推進に向け、平成15年度農業関係予算の万全の確保に取り組む。
2. WTO農業交渉、自由貿易協定については、食料自給率が極端に低い現状や国民の将来の食料への懸念を十分踏まえた対応をはかるべきである。特にWTO農業交渉については、米のミニマム・アクセス制度の改善と総合的な国境措置の堅持、新しいセーフガードの創設等の要求実現に向けて、国内はもちろんアジア各国やEUをはじめとする各国の理解と支持の確保に取り組む。
3. わが国水田農業の実態を踏まえた改革を進めることを基本に、国の役割と責任の明確化、生産者が計画生産に主体的に取り組むことができる条件整備の実現、生産者全員の負担による過剰米処理対策など、具体的な政策提案の策定とその実現に全力を挙げて取り組む。
4. 食の安全・安心の確保に向け、「生産工程管理・記帳運動」をすすめるとともに、消費者・流通業者・加工業者との連携強化に取り組む。
5. 株式会社の農業経営参入については、十分な検証・検討もないままに「農企業創生特区」の導入を含め、拙速な法制度の見直しを行うことは、農村集落に混乱を招き、家族経営で成り立っている日本農業を否定することになりかねず、認めることはできない。地域の実態を踏まえ、地域農業の活性化に向けた具体的な政策提案の策定とその実現に取り組む。

以上、決議する。

平成14年8月28日

農業政策確立緊急全国代表者集会

8月28日開催 農業政策確立緊急全国代表者集会

平成15年度農漁関係予算の確保と農業政策の確立について(抜粋)

V. 農地制度の見直し・特区の導入への対応

- (1) 株式会社の農業経営参入について、十分な検証・検討もないままに、拙速な法制度の見直しは行わないこと。
- (2) 構造改革特区の導入にあたっては、地域の理解と合意を前提とすること。とりわけ、株式会社一般の農業経営参入については、これを認めないこと。
- (3) 農山村地域の土地利用について、国・都道府県の誘導のもと地域住民・地権者の参加を確保した上で、優良農地が確保され、良好な地域づくりがなされる枠組みを構築すること。

「食と農の再生のための農業法人からの提案」（抜粋）

平成14年6月13日
社団法人日本農業法人協会

- I. 最近の「食」「農」に対する私たちの「現状認識」（略）
- II. これからの食料・農業・農村政策を具体化するための「視点」（略）
- III. 「食」と「農」の本質を核に据えた対応策（略）
- IV. 「農業構造（生産）政策」の対応方向

現状の農業構造の「問題点」は、「消費構造と生産構造」がミスマッチを起こしていることが大きな課題であり、消費構造に対応した生産構造を早急に構築することが必要だと考えます。

○需要（消費）の段階では、「消費者の需要動向が多様化」した。

現在の消費動向を、高価格消費20%・中価格消費30%・低価格消費50%と考える。

○農業生産の段階は、この変化に対応することが出来なかった。

現状の生産体系は、高価格生産70%・中価格生産20%・低価格生産10%となっている。これは農業が価格政策に依存し、小規模で画一的に生産した物を画一的に販売したことにある。

○「食品業界」は、この需要の多様化に「輸入をもって」素早く対応した。

○従って、消費者は「なぜ欲しい物を作らないのか」といい、農業者は「なぜ少し高くても買わないのか」という対立の構図となっており、農業・農村は国民から「評価」されていない。

「生鮮物」の生産である農業において「求める物」と「作る物」がミスマッチを起こしていることは、不幸なことであり、この状態を一日でも早く改善しなくてはならない。

これからの「農業構造（生産）政策」の展開方向については、「適地・適作」「適材・適所」を基本とし、価値に対する価格形成を図りうる「付加価値化農業」「計画生産農業」「大規模低コスト農業」の3つの農業生産構造を念頭に置きつつ、これらを支える経営体間の連携ネットワーク（農業法人と農業法人の連携システム等）の構築、さらに農業の6次産業化を確立するための政策が必要だと考えます。

1. 3つの農業生産構造の戦略的推進

(1) 「付加価値化農業」（直接販売対応）の確立

「都市近郊やコスト農業に不利な地域」では「地産・地消」を基本とし、小規模で付加価値の高い農業を推進する。小規模が連携した流通・販売体制を確立することが必要であり、「直接販売の農業」で「私の米」として位置づけ、営農単位は100haを産地化し、特産技術を確立して「地産・地消」の生産・流通・販売体系を構築することが必要だと考えます。

(2) 「計画生産農業」（契約販売対応）の確立

「平場地帯がある純農村地域」では、「販売者との連携システム」を確立し、「契約に基づく生産・販売体制」を確立することが必要であり、「契約販売農業」で「地域の米」として位置づけ、営農単位300haを産地化し、良質で安定した生産技術を確立して「契約・計画生産販売」の生産・流通・販売体系を構築することが必要だと考えます。

(3) 「大規模低コスト農業」（低コスト・市場販売対応）の確立

「大規模な平場地帯」のある地域では、「500ha以上の規模を持つ低コスト農業経営体」を確立し、「市場販売の農業」で「日本の米」として位置づけ、法人の特性を活用しつつ、この大規模経営体による低コスト技術を確立し、国際市場をも睨んだ「市場販売」の生産・流通・販売体系を構築することが必要だと考えます。

2. 農業構造の役割分担と政策ルートの多様化

地域農業の生産構造が大きく変革し多様化しています。農業経営に対する実態と意識の多様性を相互に理解・認知しながら、役割分担を明確化し、国民にもわかりやすい生産構造へ変革していく必要があると考えます。

そのため、各種制度・政策について、目的・対象の役割分担・区分けを行うとともに、その政策ルートについても、農業経営・経済の広域化を踏まえ、専門的農業経営体に直結するダイレクトなルートの創設等によって多様化すべきと考えます。

3. 農業経営の法人化の推進・経営体の体質強化、提携ネットワークの構築

地域農業の生産構造が多様化する中で、農業法人等専門的農業経営体の担い手としての期待が高まっています。国際化・市場経済化の下で、みずから経営判断し、これら苦難にも勝ち残る農業法人等専門的農業経営体を明確化するとともに、地域農業の担い手としての期待に応え得る、経営体質を強化する必要があります。

このため、税制や政策ルートが多様化等の手法により、ダイレクトに専門的農業経営体を支援・育成する方策を構築する必要があると考えます。

(1) 専門的農業経営体等の政策対象の明確化

例：下記事業・特例のための対象の明確化 等

(2) 農業経営活動の広域化等に対応した政策ルートの多様化

例：専門的経営体とダイレクトに結びつく政策ルートの創設 等

(3) 信用力補完、経営継承のための政策金融の特例

いわゆるベンチャー的取り組みを行う専門的農業経営体を対象に、政策金融機関による直貸を推進するとともに、その「信用力補完システム」を整備することが必要だと考えます。

また、農業生産法人の「出資持ち分」の譲渡において、保有するだけでは現金化されず、しかも譲渡出来る構成員資格が限定され、自由に換金や継承ができないのが現状です。このため、議決権のない株式の取り扱いなど、持ち分を譲渡・現金化するための仕組みの整備と、継承者への資金融資等の拡充が必要だと考えます。

(4) 財務体質強化のための税制の特例

専門的農業経営体の体質強化を図るため、一定の目的による積立金・準備金の拠出を損金扱いとするなど、自己資本の蓄積を促進するための準備金制度を早急に構築することが必要だと考えます。また、特定農業法人制度は、農業法人の体質強化の有効な手法であり、現行の地域内農地集積等の要件（地域要件）に加え、地域内農地の管理規模、地域雇用・設備投資等の客観的要件への改善が必要だと考えます。

(5) 農業法人間提携のための農業生産法人制度の特例

地域農業の担い手として期待される農業生産法人が核となり、新たに農業生産法人を設立する場合、核となる農業生産法人の出資は議決権の4分の1かつ1法人あたり10分の1以内とされています。しかしながら、地域農業の現状は、核となる農業生産法人への期待が大きく、出資においても一定の役割を果たさなければならないのが現状です。分社化・のれん分けによる農業生産法人の設立の場合にも、独立する若者には資本が少ないことから、既存の農業生産法人が出資において一定の役割を果たす必要があります。また、耕種法人と畜産法人との提携、共同放牧場等（法人）の設立、集落法人と既存法人との役割分担等に対応する必要があると考えます。

このため、農業生産法人制度の構成員要件を見直し、これら一定の役割を果たす農業生産法人の出資要件について、JA・市町村と同様の取り扱いとすべきだと考えます。

(6) 上記事業・特例のための「立法措置」

上記の取り組み・特例は、緊急の課題であり、重点的かつ緊急に実施するための「立法措置」を講じるべきだと考えます。

3. 農業の6次産業化・地域雇用の場の拡大について

生産・加工・販売等、経営の多角化や経営体間の提携・連携による農業の6次産業（生命総合産業）化を図り、地域農業の活性化と、農村地域での新たな事業を創出し、雇用の場を拡大することが必要だと考えます。

4. コメ政策等諸制度の見直し

生産構造の改革の方向に合わせ、コメ政策等の諸制度を見直すべきだと考えます。

V. 「農地の効率的利用政策」の対応方向

現状の農地問題は、農地基盤の整備はなされたが、「効率的な農地の利用体系」が確立されていない状態にあり、専門的農業経営体へ農地の「利用」を集中することが必要だと考えます。

○我が国は人口密度の高い島国であり、平坦地は極めて少なく貴重である。したがって、「定住・再生産」を余儀なくされる風土でもあることから、国民の平和と安定を永続させていくためには、農地（土地）の「所有」は、広く、認定農業者以外の兼業農家等を含めた所有とし、「利用」について、認定農業者等担い手へ「集約」を図るべきであると考えられるからである。

VI. 「農村地域政策」の対応方向

1. 農村地域社会の維持発展を考える上での問題点

- (1) 農村の農業生産額や農外収入が急速に低下し、その維持が難しくなっている。
- (2) 生産基盤の整備は進んだが、これを活かす農業経営の確立が遅滞している。
- (3) 中山間地域における集落が広域に点在し、その維持が難しい状態にある。
- (4) 集落等の「掟」が若者の農業・農村理解を阻害する結果となっている。

○現在の若者は、「集落の掟」を「勝手な行為」と受け止め、親切を「干渉」と受け止める。

- (5) 農村地域（中山間）の最大の問題点は、地域の活性化を財政等に依存し、人口の増減を視点として、地域づくりを行ってきたことに問題がある。

○これからの農村地域（中山間）は、人口の増減ではなく、その地域が、いかなる役割を果たし、生き活きと活動し、継承されているかが視点である。

2. 新たなる「村づくり運動21」を展開

これからの農村地域の展開方向は、新たなる「村づくり運動21」を展開すべきであり、その基本となるのが次の点だと考えます。

- (1) 「旧村を単位とした広域農業・農村企画・調整システム」の形成
現在の「集落」を「旧村単位」に拡大再編成し、「新たな運営システム」の確立を図る。
- (2) 農業・農村の「6次産業化」を図り、加工・販売・交流・体験の事業等「経営の多角化」の推進、農村の「新たな産業」の創出
- (3) 「経営政策」を確立し、整備された農村基盤の高度な利活用システムを構築。また、農村地域の「公共施設の運営」を「NPO法人やPFI法人」を活用して、農村地域の活性化を推進。
- (4) 国民に拓かれた村づくりを進め、都市と農村、都市住民と農村住民との相互交流・連携の促進。

VII. 「コメ政策」の見直しの対応方向（略）

【参考・未定稿】（会員からの提案・意見編、FAX等で送られてきた意見）（抜粋）

Ⅲ. 農業の「構造改革」のための取り組み・政策

○議決権の4分の1・10分の1に制限されている農業（生産）法人に対する消費者の出資割合を拡大する必要（北海道、肉牛・稲作・畑作）。

○現在の4分の1、1社10%までという農業者以外の出資制限は見直す必要。今の制度では農業法人が新たに出資し農業生産法人を創ろうとした場合、その法人は新たな法人に出資できないような形になっていて、お客様から見た安定供給という面で非常にやりにくい形。独立し農業を始める場合、当然新しい法人は債務保証も受けられないし、当然研修生や従業員であった人が働いていた法人が出資していない新しい会社の債務保証はできない。そうすると、能力ある新規参入者の芽を資本不足ということで摘んでしまうことになる。50%までは農業生産法人が別の農業生産法人に出資できるようにすることが必要（群馬、野菜）。

抜 粹

14農地協発第140号
平成14年7月10日

農林水産省 経営局長
川村秀三郎 殿

社団法人全国農地保有合理化協会
会長 田中宏尚

農地保有合理化事業の実施及び農地の有効利用の推進のための改善点に
ついての提案

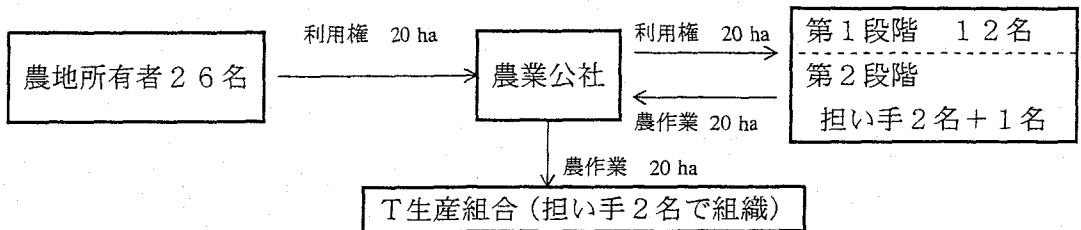
－ 農地流動化、農地有効利用対策に係る部分の抜粹 －

- 認定農業者等担い手の規模拡大に際して農地取得の分散化がみられ、このことが生産コストの低減や更なる規模拡大の障害となるなど農地流動化・利用集積の阻害要因の一つとなっている。これを解決するためには担い手の農地の面的集積の意向をより重視したうえで、農地の出し手等に働きかけていく実効力のある仕組みを構築していただきたい。
- 一定の広がりのある地域等で利用権による農地利用調整を円滑かつ柔軟に行い、担い手の育成等を推進するため、農地保有合理化法人が借入農地を農用地利用集積計画により転貸する場合に、農地所有者等貸付者の同意を不要としていただきたい。
- 都市近郊や中山間地域で農地の有効利用策の一環として「市民農園」を開設できるようにするため、農地保有合理化法人を「特定農地貸付法」の実施主体に追加していただきたい。

(参考)

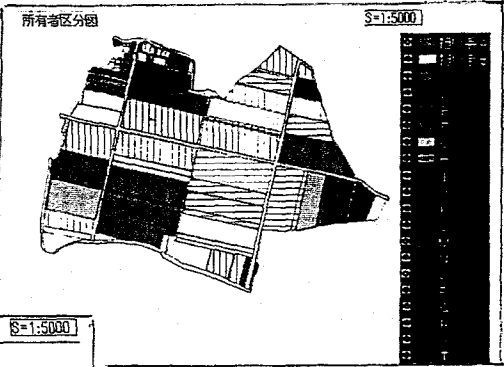
農地保有合理化事業（集合事業・むらぐるみ型）による農地利用調整の事例

<p>[地区の状況]</p> <p>① 1 集落 25 戸の中山間地域、地区面積 22ha 平均耕作面積 0.8 ha</p> <p>② 耕作不便で担い手不足。耕作放棄地が増大</p> <p>③ 農地を貸すために基盤整備を実施</p>	<p>[農地保有合理化事業の実績]</p> <p>① 利用権設定 20 ha</p> <p>② 農作業受委託 20 ha</p> <p>③ 農業公社からコンバインと田植機を生産組合にリース</p>
---	--

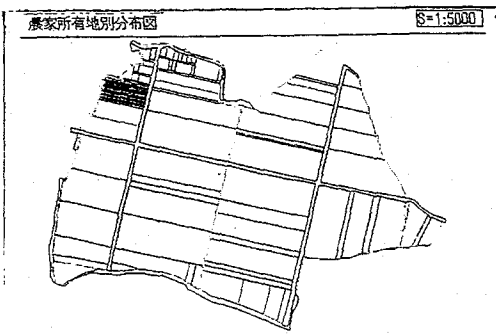


所有権

所有者 26 人から水田 20 ha を
公社が 10 年間借入

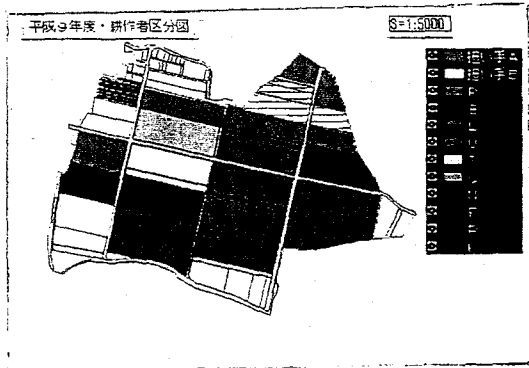


利用権



公社 1 人の利用権
1 集落 1 農場
毎年利用計画に応じて貸付

平成 9 年度
大区画を分割しないよう
調整し 12 人で耕作



平成 12 年度
担い手 2 名に 17.6 ha の
集積が実現

利用権の
再設定・同意

